

令和 7 年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第 272 回定例会

10 月 27 日開会

10 月 27 日閉会

第 272 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 7 年 10 月 27 日（月曜日）

出席議員(18名)

1番 松野久郎君	2番 小川正人君
3番 馬場道晴君	4番 武藤広一君
5番 佐藤長成君	6番 佐藤敏文君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 丸山勝利君	10番 岡崎隆君
11番 遠藤実君	12番 鈴木宏君
13番 石森靖明君	14番 森裕樹君
15番 真壁範幸君	16番 佐藤清隆君
17番 佐藤吉市君	18番 大槻正儀君

説明のため出席した者

理事長	滝口茂君	理事長職務代理者	山田裕一君
副市長	牛澤順君	理事	山村上英人君
理事	小関幸一君	理事	斎清志君
理事	大沼克巳君	理事	小山修作君
理事	保科郷雄君	助役	蜂谷洋君
監査委員	佐藤雄司君	教育長	阿部誠君
会計管理者	阿部直樹君	総務課長	向山恒雄君
企画財政課長	及川修君	滞納整理課長	平間和彦君
介護保険課長	大内豊君	業務課長	佐藤貴之君
消防長	二瓶忠弘君	次長兼予防課長	古山宗之介君
管理課長	佐藤清文君	警防課長	大泉智裕君
指令課長	日下仁史君	教育次長	玉渕博之君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君 書記 阿部和之君

## 議事日程

令和7年10月27日（月） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
- 第5 第17号議案 専決処分の承認を求めることについて（仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第18号議案 専決処分の承認を求めることについて（仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第6 第19号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 第21号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第22号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前10時47分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

報告第1号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）

第17号議案 専決処分の承認を求めることについて（仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

第18号議案 専決処分の承認を求めることについて（仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

第19号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第21号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

第22号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前10時00分 開会

○議長（馬場道晴君） 皆さん、おはようございます。これより、第272回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めております。

本日の会議に14番森裕樹君から遅参の届出があります。

ただ今の出席議員は、17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（馬場道晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番佐藤長成君、15番眞壁範幸君の両君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（馬場道晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（馬場道晴君） 日程第3、諸報告を行います。

教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和6年度の教育に関する事務の点検・評価結果及び監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて理事長より報告があります。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第272回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、行政報告ですが、はじめに、職員の懲戒処分についてであります。

その概要でありますが、令和7年6月2日（月）午前8時40分頃、角田衛生センターに勤務する男性技師（当時62歳）と男性技能員（当時62歳）との間で、男性技能員の誤った機械操作を巡って口論となり、その後、男性技師が男性技能員の胸ぐらをつかんで2、3メート

ルほど押したものであります。

これにより男性技能員は、当日病院を受診し、頸椎捻挫と診断されたところであります。

この2人の職員に対する処分であります。本年9月5日付けで、胸ぐらをつかんだ技師は減給10分の1、1か月。技能員は戒告の懲戒処分とし、あわせて、直属の上司である所長は指導監督不行き届きにより文書による厳重注意処分としたものであります。

この度の職員の不祥事により、圏域住民の皆さまの信頼を大きく損ねたことにつきまして、理事会を代表し深くお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後、このようなことが生じないよう、改めて職員の服務規律の徹底に努めてまいります。

次に、仙南リサイクルセンターにおける火災についてであります。

本年8月15日（金）午前10時30分頃、仙南リサイクルセンターにおいて、燃やせないごみを破碎処理していたところ、可燃残渣貯留ピット内において火災が発生したものであります。

火元では約50センチメートルの炎が確認されたので、消火器などを使って消火活動を行い、約5分後に火を消し止め、その後消防に連絡したものであります。

なお、建物や設備への被害がなかったことから、通常どおりごみの受け入れを行ったところであります。

今回の火災の原因につきましては、消防によりますと、燃やせないごみの中に混入していたリチウムイオン電池を含む製品が破碎処理の際に衝撃を受けて発熱・発火し、周囲の可燃物に引火したとの見解がありました。

この事故を受けまして、リチウムイオン電池を含む製品の正しい分別方法について、組合のホームページなどで住民へ周知を図るほか、市町と連携を密にし、当該製品に係る情報を共有するとともに、チェック体制の強化を図ってまいります。

次に、メルカリを活用したリユースに関する実証実験の結果についてであります。

この実証実験につきましては、ごみの減量化を図ることを目的に、まだ使用できる粗大ごみをメルカリ Shops に出品し販売する取り組みを、本年4月10日から9月30日まで実施いたしました。

この実証実験においては、51品を出品し、そのうち23品が購入され、その結果、72.5キログラムのごみの減量化が図られたところであります。

また、実証実験期間中における販売収入は12,500円、メルカリ Shops の閲覧者数は累計で9,000人を超えたところであります。

今後は、この実証実験の結果を詳細に分析検証するとともに、先進自治体の事例等を参考にしながら、メルカリの活用を含め、リユース事業によるごみの減量化を検討してまいります。

次に、消防庁舎建替事業の進捗状況についてであります。

まず、角田消防署庁舎建替事業については、本年8月から庁舎の基礎工事に入り、1階床までのコンクリート打設工事を終えたところであります。

現在は、1階壁の配筋工事等に着手しており、10月末時点での出来高は34パーセントほどとなる見込みであり、工事は順調に進んでいるところでございます。

次に、白石消防署の建替事業につきましては、現在、基本設計・実施設計業務を設計業者に委託しており、年内には基本設計が終了し、その後実施設計に移行する予定となっております。

今後とも、当該事業の進捗状況につきましては、機会あるごとに御報告したいと考えております。

最後に、令和7年度全国自作視聴覚教材コンクールの結果についてであります。

今回のコンクールには、当組合の視聴覚教材センターから4作品を出品いたしました。

その結果、社会教育部門において、白石市街道研究会の服部和憲氏（白石市）が制作した「白石歴史シリーズ1 古地図から探る白石の謎-奥州街道と城下町-」が入選いたしました。

当教材センターでは、今回入選した作品を含めた貴重な地域教材を地域住民に貸し出すなど、活用を図ってまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（馬場道晴君） これより、行政報告への質疑を行います。

議会先例により質疑は1人1回限りとなります。

質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で行政報告への質疑を終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（馬場道晴君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について報告を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第1号、専決処分の報告についてであります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会から理事会に委任されております交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関するもので、令和7年9月5日付で理事会において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

事故の概要でありますが、本年5月13日、大河原消防署川崎出張所の高規格救急自動車が、救急（転院搬送）要請された病院に向かっている途上、川崎町大字川内地内の国道286号の交差点を左折する際、車道脇に設置してあるガードパイプと救急車の左側スライドド

ア中央からリアフェンダー周辺が接触する物損事故を起こしたものであります。

幸いこの事故による負傷者はおりませんでしたが、宮城県大河原土木事務所が管理するガードパイプを破損させたことから、当組合が加入しております保険会社を通した話しの結果、原状復旧をすることで、宮城県大河原土木事務所長と和解、示談したものであります。

なお、復旧に要した経費であります、ガードパイプの修理費用11万1,621円については、当該保険会社により対応したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

---

日程第5 第17号議案 専決処分の承認を求めるについて（仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

第18号議案 専決処分の承認を求めるについて（仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（馬場道晴君） 日程第5、第17号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び第18号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

[14番 森 裕樹君 入場]

○理事長（滝口茂君） 第17号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び第18号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う条例改正となりますので、一括して提案理由を申し上げます。

第17号議案につきましては、当該法律の一部改正に準じ、育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充が図られるよう所要の改正を行ったものであります。

次に、第18号議案につきましては、当該法律の改正を受けた人事院規則の一部改正に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備したものであります。

なお、専決処分の理由ですが、法律の改正に係る施行期日が本年10月1日であり、構成市町においては、既に9月議会において提案し議決をされたところであります。

組合においては、9月に議会を開催する時間的余裕がなかったこと、また、改正する内容が構成市町と同様であるとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年9月30日付けで専決処分としたもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山総務課長。

○総務課長（向山恒雄君） 第17号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び第18号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

はじめに、第17号議案につきましては、議案書の3ページから7ページとなります。

今回の改正に係る説明につきましては、別冊の参考資料の概要書で御説明を申し上げますので、参考資料を御用意願います。

それでは、第17号議案でございます。

こちら概要書、上段、改正の目的を御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を図るため所要の改正を行ったものでございます。

2ページをお願いいたします。2ページの上段を御覧いただきたいと思います。

今回改正の主な項目、4点ほどございます。

1点目、現行の部分休業の取得パターンを、第1号部分休業とする。

2点目、新たな取得パターンとして第2号部分休業を設ける。

3点目、原則として1年度中、第1号又は第2号のいずれかを選択して取得する。

最後、4点目でございます。例外的に、年度途中に取得パターンを変更できる、特別の事情を規定したものでございます。

下のイメージ図を御覧いただきたいと思います。

これまでの部分休業につきましては、勤務時間の始めや終わりに取得時間が限定されておりましたが、今回の改正によりまして、どの時間帯でも取得が可能となるものでございます。これが、第1号部分休業でございます。

その下は、第2号部分休業になります。

今回、新たに新設されたもので、1年につき10日相当を超えない範囲で取得できることが可能となったものであります。

図のとおり、1日の勤務時間のうち、4時間でも、1日でも取得することが可能となったものでございます。

最後に、本条例の施行期日につきましては、令和7年10月1日でございます。

なお、改正の詳細につきましては、参考資料の3ページから5ページの新旧対照表傍線を付した部分が、今回の改正箇所となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、第18号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は8ページから11ページとなりますが、説明につきましては、同じく参考資料の6ページとなります。

6ページをお願いいたします。

こちらも、概要書で御説明申し上げます。

改正の目的を御覧いただきたいと思います。

こちらは、法律の改正によりまして人事院規則の一部が改正されたことから、それに準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置などに係る規定を整備したものでございます。

資料中頃、概要、要点を御覧いただきたいと思います。

主な改正の内容でございますが、当該制度の利用に関しまして、任命権者は、職員に対して情報提供や利用に係る意向確認を行うなどの規定を新設したほか、その他文言整理や経過措置規定を整備したものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日になります。

なお、改正の詳細につきましては、参考資料7ページから9ページの新旧対照表傍線を付した部分が、今回の改正箇所となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

最後になりますが、専決処分の理由につきましては、先ほど理事長が提案理由で申し上げましたとおりでございますで、説明は、割愛をさせていただきます。

以上で、第17号議案、第18号議案の説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第17号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第17号議案は、原案のとおり承認されました。

続いて、第18号議案、専決処分の承認を求めるについて、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり承認されました。

---

日程第6 第19号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

第20号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター  
特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（馬場道晴君） 日程第6、第19号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第20号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第19号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第20号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、会計管理者より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 阿部会計管理者、登壇願います。

○会計管理者（阿部直樹君） それでは、第19号議案並びに第20号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の歳入歳出につきまして、御説明申し上げます。説明につきましては、別添のA4縦、決算資料8ページの資料になります。こちらの方で説明させていただきますので、御用意の方よろしくお願いいたします。  
それではめくっていただきまして1ページ、2ページをお願いいたします。

こちらは一般会計の歳入歳出決算でございます。

はじめに1款分担金及び負担金につきましては、収入済額のBの欄のとおり38億7,037万940円の決算でございます。収入の主なものは、市町負担金となってございまして、全歳入の71.13パーセントを占めてございます。

次に2款使用料及び手数料につきましては、5億473万6,935円の決算でございます。収入の主なものは、斎苑使用料とごみ処理手数料、それから動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料が主な収入でございます。

3款国庫支出金につきましては、262万3,684円の決算でございます。主な収入としましては、農林業系廃棄物焼却に係る補助金でございます。

4款県支出金につきましては、1,179万5,149円の決算でございます。主に県移譲事務交付

金と市町村振興総合補助金となってございます。

5款財産収入につきましては、1億3,719万4,721円の決算でございます。主な収入としましては、資源回収物売扱代で5款収入の95.37パーセントを占めてございます。

6款繰入金につきましては、1億4,755万1,000円の決算でございます。これは財政調整基金からの繰入金でございます。

7款繰越金につきましては、1億773万4,081円の決算でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入につきましては、1億5,415万6,511円の決算でございます。主に仙南クリーンセンターの売電収入となってございます。

9款組合債につきましては、4億9,900万円の決算でございます。衛生債では、あぶくま斎苑改良事業に、消防債では普通消防ポンプ自動車、高規格救急自動車整備事業と角田消防署庁舎設計事業によるものでございます。

以上、歳入合計で54億3,516万3,021円の決算となっております。予算現額と比較いたしまして1,317万2,021円の増額となってございます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは一般会計の歳出決算でございます。

はじめに、1款議会費の支出済額につきましては、Bの欄のとおり2,584万1,655円の決算でございます。また、議会定例会4回と臨時会1回を開催してございます。

次に2款総務費につきましては、2億1,177万2,093円の決算でございます。人件費のほか、公共施設総合管理計画改訂版作成とBPR支援業務委託料でございます。また、理事会につきましては、定例会を11回開催してございます。

3款民生費につきましては、6,857万9,434円の決算でございます。支出の主なものは、介護認定審査会委員の報酬と費用弁償でございまして、介護認定審査会にあっては199回、市町村審査会にあっては24回開催してございます。

4款衛生費につきましては、17億728万9,223円の決算でございます。主な支出といたしまして、1項の保健衛生費では、白石及び柴田斎苑運営委託料のほか、あぶくま斎苑の改良工事となってございます。続いて2項清掃費では、仙南クリーンセンター運営委託料のほか、各種補修工事などでございます。

5款消防費につきましては、26億3,371万730円の決算でございます。内訳としましては、人件費が消防費の70.75パーセントを占めてございます。また、消防救急デジタル無線システム等更新工事のほか、普通消防ポンプ自動車1台と高規格救急自動車1台の購入と、角田消防署の設計業務委託料となっております。

6款教育費では、2億136万4,424円の決算でございます。職員の人件費と仙南芸術文化センター特別会計への繰出金が主な支出となってございます。

7款公債費につきましては、5億330万6,360円の決算となっております。

歳出合計として、支出済額が53億5,186万3,919円、不用額が7,012万7,081円でございます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

こちらは特別会計の歳入決算でございます。

はじめに、1款事業収入につきましては、132万3,000円の決算でございます。こちらは友の会収入でございます。

次に2款使用料及び手数料につきましては、仙南芸術文化センター使用料が主な収入でございます。

4款繰入金につきましては、1億9,522万円の決算でございます。こちらは一般会計と財政調整基金からの繰入金でございます。

次に7款組合債は、基幹設備更新事業債でございます。

また8款国庫支出金は、文化庁からの補助金による収入でございます。

以上、歳入合計で3億4,788万2,614円の決算となってございます。予算現額と比較いたしまして49万6,614円の増額となってございます。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。

こちらは特別会計の歳出決算でございます。

はじめに1款仙南芸術文化センター費の支出済額につきましては、3億1,768万7,888円で人件費のほか、空調設備更新工事、施設管理業務委託料などが主な支出となっております。

次に2款の公債費につきましては、1,588万5,247円の決算となっております。

歳出合計としましては、支出済額が3億3,357万3,135円、不用額が1,381万2,865円でございます。

続きまして、実質収支につきまして御説明いたしますので、決算書の74ページをお願いいたします。決算書の74ページになります。

こちらは一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額54億3,516万3,000円、歳出総額53億5,186万4,000円、歳入歳出差引額8,329万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額でございます。このうち地方自治法の規定による基金繰入額は4,270万円とするものでございます。

続いて、同じく決算書の96ページをお願いいたします。

こちらは特別会計に係る実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億4,788万3,000円、歳出総額3億3,357万4,000円、歳入歳出差引額1,430万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額でございます。このうち地方自治法の規定による基金繰入額は720万円とするものでございます。

以上で、第19号議案並びに第20号議案の詳細説明を終了いたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。

佐藤代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（佐藤雄司君） それでは、決算審査に対する意見を申し上げます。

審査は令和6年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び関係書類等の提出を求め、8月20日から27日までの期間で、延べ4日間、大槻監査委員と実施いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数は誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計決算の数値的な詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、ただ今、会計管理者からも御説明がありましたので割愛させていただきます。

結びになりますが、今後とも構成市町と緊密な連携を保ちながら、圏域住民が安全で安心して暮らすことができるよう、引き続き事務事業のさらなる適正な執行に努めるよう強く望むものであります。

以上、一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計について、審査の概要と意見の一端を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（馬場道晴君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第19号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。よって第19号議案は原案のとおり認定されました。

続いて第20号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。よって第20号議案は原案のとおり認定されました。

---

日程第7 第21号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算

(第2号)

第22号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

○議長(馬場道晴君) 日程第7、第21号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号及び第22号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南文化センター特別会計補正予算第1号を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。(「はい、議長」の声)滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第21号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号及び第22号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号の2議案について、一括して提案理由を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,241万6,000円を追加し、予算の総額を71億365万5,000円とともに、1件の債務負担行為を設定するものであります。

歳入歳出補正予算の概要でありますが、前年度繰越金の追加を行うほか、仙南リサイクルセンターに係る工事の設計変更に伴い工事請負費の補正を行うものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,945万9,000円を追加し、予算の総額を2億410万円とともに、1件の債務負担行為を設定するものであります。

その概要でありますが、一般会計と同様に前年度繰越金を追加するほか、文化庁から補助採択のありました文化芸術創造拠点形成事業補助金を追加するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(馬場道晴君) 続いて、詳細説明を求めます。(「はい、議長」の声)及川企画財政課長。

○企画財政課長(及川修君) それでは、第21号議案及び第22号議案の2議案の詳細について御説明いたします。

令和7年度予算書10月補正を御用意ください。

1ページをお開きください。

第21号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号でございます。理事長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行なうとともに、1件の債務負担行為の設定を行うものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

有料指定ごみ袋製造保管・配達委託料を設定するものです。

現在の委託契約が令和7年度末で満了となり、入札により新たな業者になった場合、ごみ袋製造等に係る準備期間を3か月程度と見込み、令和8年4月から有料指定ごみ袋の安定供給をするために、今回債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和7年度から令和10年度までの4年間、限度額を2億7,574万5,000円と定めるものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

8ページをお開きください。

6款繰入金では、890万6,000円を増額しております。財政調整基金を取崩しまして、衛生費に充当するものでございます。

7款繰越金では、前年度繰越金2,351万円を増額しております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

10ページをお開きください。

4款衛生費では、14節工事請負費で、890万6,000円を増額するものでございます。仙南リサイクルセンター処理棟見学者通路壁面改修工事の設計変更に伴い増額するものでございます。

設計変更の理由でございますが、人件費、建設資材費等が増加したことに加え、ごみ搬入の繁忙期に工期がずれ込むため、作業における動線確保に係る架設工事費及び組合職員、施設運転員、工事作業員の安全対策費を増額とするものであります。

8款予備費では、歳入歳出の調整といたしまして、2,351万円を増額するものでございます。

以上が一般会計補正予算でございます。

17ページをお開きください。

第22号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号でございますが、理事長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行なうとともに、1件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

20ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

音響反射板滑車・ワイヤー交換工事を設定するものでございます。

音響反射板滑車・ワイヤーにつきましては、交換時期を迎えており、当該部品の劣化により動作不良による公演・貸館中止等利用者に不利益が発生する恐れがあることから今回交換工事を行うものです。当該部品等につきましては、受注生産部品のため製作に3か月程度を要し、令和8年4月に工事を着工するために、今回債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和7年度から令和8年度までの2年間、限度額を5,390万4,000円と定めるもの

でございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

24ページをお開きください。

5款繰越金では、一般会計同様、前年度繰越金といたしまして、550万9,000円を増額とするものでございます。

8款教育費国庫補助金では、文化芸術創造拠点形成事業補助金1,395万円を追加するものでございます。

これは、令和7年度に仙南芸術文化センター実行委員会で実施いたします鑑賞事業等が、文化庁の補助事業として採択を受けたことによるものでございます。

26ページをお開きください。

歳出予算について御説明いたします。

1款仙南芸術文化センター費では、18節負担金、補助及び交付金に、実行委員会負担金1,395万円を増額しております。

財源につきましては、先ほど、歳入予算で御説明いたしました文化庁からの補助金を充当するものでございます。

最後に、3款予備費では、歳入歳出の調整といたしまして550万9,000円を増額するものございます。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。

以上で、第21号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号及び第22号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第21号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第22号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第272回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時47分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和7年10月27日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 馬 場 道 晴

署名議員 佐 藤 長 成

署名議員 真 壁 範 幸